令和６年２月２６日
福 岡 県 警 察

探偵業法の一部改正等について

探偵業法の一部改正により、令和６年４月１日から探偵業届出証明書が廃止されます。

～　改正内容　～

○　探偵業届出証明書の廃止

開始届出及び変更届出を受理した際、探偵業届出証明書は交付しません。

○　手数料の廃止

探偵業届出証明書の廃止に伴い、開始届出及び変更届出の際に徴収していた手数料が廃止されます。

また、探偵業届出証明書がなくなりますので、届出証明書の再交付手続も廃止されます。

開始届出：３，６００円　→　手数料廃止
変更届出：１，６００円　→　手数料廃止
再交付　：１，１００円　→　手続廃止

○　標識の新設及び掲示

探偵業者は、施行規則に基づく「標識」を自ら作成し、主たる営業所に掲示するとともに、ウェブサイト上でも掲示しなければなりません。

※　ウェブサイト上での標識掲示は除外規定あり（除外規定は下記のとおり）

～　標識に関するＱ＆Ａ　～

Ｑ　標識は縦でも横でも構わないのか？紙に限定されるのか？

Ａ　改正後の探偵業法施行規則の様式（別記様式第４号）において、用紙の大きさはＡ４とだけ規定されていますので、標識は紙で作成してもらうことなりますが、縦でも横でも構いません。

Ｑ　標識の除外規定について、具体的にはどのようになるのか？

Ａ　ウェブサイトへの標識掲示義務の除外規定については、

①　常時使用する従業者の数が５人以下の場合

②　当該探偵業者が管理するウェブサイトを有していない場合

のいずれかに該当することが必要となります。

①の「従業者」については、会社役員や個人事業主は、ここにいう従業者には該当しませんが、探偵業務に従事する者以外の事務員等も従業者に該当することとなりますので、雇用契約を確認して判断することになります。

②については、自社で管理せず、ウェブサイトの運営を他社に委託している場合であっても、掲示義務は免除されません。

Ｑ　ウェブサイトへの掲示の方法は？

Ａ　様々な方法が考えられますが、一般的な方法として、

例１　「標識はこちら」等と表示して、ＰＤＦ等に変換した標識データを表示させる方法

例２　トップページに、標識を縮尺表示したものを表示する方法

などが挙げられます。

問合せ先
福岡県警察本部生活保安課警備業係
（代表）０９２－６４１－４１４１
内線３１７３・３１７４